

潮来市議会議長交際費の公表に関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、議長交際費の支出に係る情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、議会運営の透明性を図り、もって市民の議会に対する理解と信頼を深めることを目的とする。

(公表する内容)

第2条 議長交際費は、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 支出日
- (2) 支出内容
- (3) 支出区分
- (4) 支出金額

(分類)

第3条 前条第3号に規定する支出区分は、潮来市議会議長交際費の支出に関する要綱（平成22年議会告示第1号）第2条の規定によるものとする。

(公表の時期)

第4条 議長交際費の支出に係る情報の公表は、別記様式により毎月行うものとし、当月分を翌月の15日までにを行うものとする。

(公表の方法)

第5条 議長交際費の支出に係る情報の公表は、その内容を潮来市議会ホームページに掲載するとともに、潮来市公文書の開示に関する条例（平成9年条例第26号）及び潮来市個人情報の保護に関する条例（平成10年条例第15号。以下「個人情報保護条例」という。）により閲覧できるものとする。

(個人情報の保護)

第6条 議長交際費の公表にあたっては、個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護には十分配慮しなければならない。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年7月30日から施行する。

別記様式（第4条関係）

議長交際費

年 月 執行明細

番号	支出日	支出内容	支出区分	支出金額（円）
月分合計				